

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者及び受託者の業務に従事する職員（雇用関係のない職員を含む。以下同じ。）は、この契約による業務（以下「業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。なお、この契約が終了した後においても同様とする。
2 受託者は、その使用する者が、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写・複製の禁止)

第6 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(安全管理措置)

第7 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(漏えい等の報告等)

第8 受託者は、個人情報等の漏えい等の事案が発生した場合、また安全管理の上で問題となる事案の発生を認識した場合に、直ちに委託者に報告しなければならない。

(提供資料等の返還等)

第9 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、業務を処理するため委託者から提供された、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第10 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。